

岩倉市介護保険給付の制限等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条から第69条までに規定する保険給付の制限等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(基準)

第3条 政令第30条第1号及び第2号（政令第32条第1項において準用する場合及び同条第2項において規定する場合を含む。）並びに政令第35条第1号及び第2号に規定する特別の事情並びに省令第100条第1号及び第2号（省令第104条において規定する場合及び省令第109条において適用する場合を含む。）並びに省令第113条第1号及び第2号に規定する事由の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

特別な事情又は事由	基準
政令第30条第1号 及び 政令第35条第1号	被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が震災、火災、風水害等の災害によりその者の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該住宅又は家財の価額の10分の3以上であるとき。ただし、前年中の合計所得金額が300万円以下の者に限る。
政令第30条第2号 及び 政令第35条第2号	主たる生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院（現に継続して6月以上入院療養を要すると認められる場合をいう。）により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比し、3分の2以下

	に減少すると認められるとき。ただし、前年中の合計所得金額が300万円以下の者に限る。
省令第100条第1号及び省令第113条第1号	主たる生計維持者が事業又は業務の休廃止、失業等により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比し、3分の2以下に減少すると認められるとき。ただし、前年中の合計所得金額が300万円以下の者に限る。
省令第100条第2号及び省令第113条第2号	主たる生計維持者が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の見込額に比し、3分の2以下に減少すると認められるとき。ただし、前年中の合計所得金額が300万円以下の者に限る。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第4条 市長は、法第66条第1項又は第2項の規定に基づき、第1号被保険者の被保険者証に支払方法変更の記載をする場合は、あらかじめ介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（第1号様式）により、通知を行うものとする。

2 市長は、前項の通知の際、当該第1号被保険者に弁明の機会を与え、弁明書（第2号様式）の提出を求めるものとする。なお、弁明書の提出期限は、通知日の翌日から起算して20日以内とする。

3 市長は、前項の弁明書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を弁明書の審査結果通知書（第3号様式）により当該第1号被保険者に通知するものとする。

4 市長は、第2項に定める期間内に弁明書の提出がない場合又は前項の弁明の内容について相当の理由がないと認める場合は、当該第1号被保険者に介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（第4号様式）を交付し、支払方法変更の記載をするものとする。

5 市長は、支払方法変更の記載の対象となる第1号被保険者について、省令第41条第2項及び省令第55条第2項の規定にかかわらず、要介護更新認定及び要支援更新認定の有効期間の延長を行わないことができる。

6 支払方法変更の適用は、支払方法変更の記載をした日（以下「記載日」

という。)の属する月の翌月の初日からとする。ただし、記載日が月の初日である場合は、当該記載日からとする。

7 政令第31条に規定する滞納額の著しい減少とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 滞納額が2分の1以上減少したとき。

(2) 滞納額の分割納付計画をしており、要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日までに滞納額が確実に納付されると見込まれるとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めるとき。

8 市長は、支払方法変更の記載の消除の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、記載消除の可否を決定し、介護保険支払方法変更記載消除決定通知書(第5号様式)又は介護保険支払方法変更記載消除却下通知書(第6号様式)により、当該申請に係る第1号被保険者に通知するものとする。ただし、市長は、前項第1号又は第2号に該当することが市の保有する台帳等で確認できたときは、この項本文の申請を省略して支払方法変更の記載を消除できるものとする。

9 支払方法変更の終了は、支払方法変更の記載を消除した日から効力を生ずるものとする。

10 要介護者等は法第66条第4項に規定する保険給付の償還払いの支給を受けようとするときは、介護保険サービス費償還払い支給申請書(第7号様式)に領収書及びサービス提供証明書を添えて市長に提供するものとする。

(保険給付の支払の一時差止め)

第5条 市長は、法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、第1号被保険者に対して保険給付の支払の一時差止めをする場合は、介護保険給付の支払一時差止通知書(第8号様式)により、通知を行うものとする。

2 市長は、支払方法変更の記載を受けている第1号被保険者であって、保険給付の支払の一時差止めがなされているものが、なお滞納額を納付しない場合は、介護保険滞納保険料控除通知書(第9号様式)を交付して、当該一時差止めに係る保険給付の額から滞納額を控除するものとする。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止め)

第6条 市長は、法第68条第1項又は第2項の規定に基づき、第2号被

保険者についての保険給付差止めの記載に関し必要があると認める場合は、当該第2号被保険者の加入する医療保険者に対し、介護保険要介護認定等申請受理通知書（第10号様式）により、当該第2号被保険者に係る医療保険料等の納付状況等について、情報を求めるものとする。

2 市長は、当該第2号被保険者の加入する医療保険者からの情報提供により、当該第2号被保険者の被保険者証に保険給付差止めの記載をする場合は、あらかじめ介護保険給付の支払一時差止予告通知書（第11号様式）により、通知を行うものとする。

3 市長は、第6項において準用する第4条第2項に規定する期間内に弁明書の提出がない場合又は第6項において準用する同条第3項の弁明の内容について相当の理由がないと認める場合は、当該第2号被保険者に対して介護保険給付の支払一時差止通知書（第12号様式）を交付し、保険給付の差止めの記載をするものとする。

4 政令第32条第2項に規定する未納医療保険料等の著しい減少とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 未納医療保険料等が2分の1以上減少したとき。

(2) その他、医療保険者の意見に基づいて市長が特に認めるとき。

5 市長は、保険給付差止めの記載の消除の申請があった場合は、当該第2号被保険者が加入する医療保険者と協議の上、速やかに記載消除の可否を決定し、介護保険保険給付差止記載消除決定通知書（第13号様式）又は介護保険保険給付差止記載消除却下通知書（第14号様式）により、当該申請に係る第2号被保険者に通知するものとする。

6 第4条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項の規定は、第2号被保険者の保険給付差止めについて準用する。

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第7条 市長は、法第69条第1項の規定に基づき、第1号被保険者の被保険者証に給付額減額等の記載をする場合は、当該第1号被保険者に対して介護保険給付額減額通知書（第15号様式）を交付し、給付額減額等の記載をするものとする。

2 第4条第6項の規定は、給付額減額等について準用する。

3 市長は、介護保険給付額減額等の記載の消除の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、記載消除の可否を決定し、介護保険給付額減額等記載消除決定通知書（第16号様式）又は介護保険給付額減額等

差止記載消除却下通知書（第17号様式）により、当該申請に係る第1号被保険者に通知するものとする。

- 4 給付額減額等の終了は、給付額減額等の記載を削除した日又は給付額減額期間が経過した日の翌日から効力を生ずるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第2号様式（第4条、第6条関係）

弁 明 書

年 月 日

岩倉市長 殿

弁明者 住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付の弁明の機会を付与する通知に関し、次のとおり弁明書を提出
します。

被保険者	番 号					
	ふりがな					
	氏 名					
	住 所					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
	電話番号					
件 名						
意 見	(詳細に記入してください)					

備 考 被保険者証を提示してください。

第3号様式（第4条、第6条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

弁明書の審査結果通知書

年 月 日付で提出のありました弁明書については、審査の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

件 名	
弁 明 要 旨	
審 査 結 果	
審査結果に至った理由	

第4号様式（第4条関係）

--

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）
通知書

第 年 月 日
岩倉市長 号
日 印

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日付 第 号で、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」において既に通知していますが、いまだ下記の介護保険料が滞納となっておりますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、すみやかに申し出てください。

保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
通知番号								
期 別	保険料	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納	期 別	保険料額	うち滞納額
1期			1期			1期		
2期			2期			2期		
3期			3期			3期		
4期			4期			4期		
5期			5期			5期		
6期			6期			6期		
7期			7期			7期		
8期			8期			8期		
9期			9期			9期		
10期			10期			10期		
11期			11期			11期		
12期			12期			12期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出てください。

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険支払方法変更記載消除決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険支払方法変更記載消除については、審査の結果、決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を消除しますので、速やかに被保険者証を提出してください。

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険支払方法変更記載消除却下通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険支払方法変更記載消除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下理由

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第4条関係）

介護保険サービス費償還払い支給申請書

年 月 分

フリガナ		保険者番号						2	3	2	2	8	0
被保険者氏名		被保険者番号											
生年月日	明大 年 月 日												
住所	〒 電話番号 () -												
支払金額合計	円												
申請理由													
岩倉市長 殿 上記のとおり関係書類を添えて、 居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス費、地域密着型居宅介護（介護予防）サービス費、居宅介護（介護予防）サービス計画費、特定居宅介護（介護予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、特定入所者（予防）サービス費、特例特定入所者介護（予防）サービス費の支給を申請します。 平成 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号 () -													

注 この申請書には該当月分の領収書及びサービス提供証明書を併せて添付してください。
上記の給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	1普通預金 2当座預金 3その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

市記入欄

領収証 確認欄	サービス提供 証明書確認欄	備考

第8号様式（第5条関係）

介護保険給付の支払一時差止通知書

第 年 月 日
岩倉市長 印

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納になっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止めの措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止めを行うことに決定いたしましたので、通知します。「保険給付の支払の一時差止め」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なおこの通知により、保険給付の支払の一時差止めが行われた場合でも、災害やその他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて申し出てください。

保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
通知番号			通知番号			通知番号		
期 別	保険料	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納	期 別	保険料額	うち滞納額
1期			1期			1期		
2期			2期			2期		
3期			3期			3期		
4期			4期			4期		
5期			5期			5期		
6期			6期			6期		
7期			7期			7期		
8期			8期			8期		
9期			9期			9期		
10期			10期			10期		
11期			11期			11期		
12期			12期			12期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出てください。

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第5条関係）

--

介護保険 滞納保険料控除通知書

第 年 月 日
岩倉市長 号 日 印

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日付、第 号により、あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も納付をお願いしていたところですが、いまだに介護保険料が納付されていません。保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、一時差止めの対象となっている介護給付費からの滞納保険料を控除する措置が定められています。したがって、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止め対象となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。なお、被保険者証の支払方法の変更の記載を削除しますので、下記の期日までに被保険者証と印かんを持参してください。

○期日 年 月 日
○場所

【一時差止めの給付費の内容（A）】

【控除保険料額（B）】

利用日	サービスの種類	給付額	年度	期別	保険料額	納期限
合 計			合 計			

滞納保険料控除後の保険給付費支給額（A－B）	
------------------------	--

*なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定金融機関等の通帳を持参してください。

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険要介護認定等申請受理通知書

次の者に係る要介護認定等の申請を受理しましたので通知します。

なお、介護保険法第68条に規定する未納医療保険料等がある場合には、速やかにお知らせください。

(要介護認定等の申請を行った者)

被 保 険 者	番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	性 別	
	申請の種類	
	申請年月日	

(加入している医療保険の状況)

保険者の名称	
保険者番号	
被保険者証記号番号	

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険給付の支払一時差止予告通知書

あなたの医療保険料等は、別紙のとおり未納となっています。お確かめのうえ、早急に医療保険者へ確認し納付してください。

このまま医療保険料等の未納が続きますと、制度の運営に大きな支障をきたすことから、介護保険法第68条の規定に基づき保険給付の支払方法変更及び保険給付の支払の一時差止めを行うこととなりますので予告します。

「保険給付の支払方法変更」

介護サービスを利用したとき、サービス事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して介護保険から支払われるべき費用（9割、8割又は7割）の請求手続をとっていただきます。

「保険給付の支払の一時差止め」

介護保険から支払われるべき費用（9割、8割又は7割）の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

※ 本状と行き違いに保険料等を納付された場合は、あしからずご了承ください。

また、要介護認定等を受けていない方は、保険給付の支払の一時差止めの対象になりません。

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険給付の支払一時差止通知書

あなたの医療保険料等は、先に「介護保険給付の支払一時差止予告通知書」においてお知らせしたところですが、別紙のとおり未納のままとなっていますので、介護保険法第68条の規定に基づき保険給付の支払の一時差止めをします。

なお、未納となっている医療保険料等を完納した場合、未納となっている医療保険料等の額が著しく減少した場合又は災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに申請してください。

差止対象	介護サービス	
	給付額	円

* 本状と行き違いに未納となっている医療保険料等を納付された場合は、あしからずご了承ください。

不服の申立について

- この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第6条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険保険給付差止記載消除決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険保険給付差止記載消除については、
審査の結果、決定しましたので通知します。

なお、保険給付差止の記載を消除しますので、速やかに被保険者証を提出してください。

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険保険給付差止記載消除却下通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険保険給付差止記載消除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下理由

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

不服の申立について

1. この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
2. この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
3. この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第7条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険給付額減額等記載消除決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険給付額減額等記載消除については、審査の結果、決定しましたので通知します。

なお、給付額減額等の記載を消除しますので、速やかに被保険者証を提出してください。

年 月 日

様

岩倉市長

印

介護保険給付額減額等差止記載消除却下通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険給付額減額等差止記載消除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下理由

不服の申立について

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも岩倉市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。